

# 一般質問通告書

東村山市議会会議規則第 62 条第 2 項に基づき、下記の通り一般質問の通告をする。

2013 年 5 月 27 日

質問者 朝 木 直 子

東村山市議会議長殿

## 1 頻発する本市職員の不祥事について その 2

- ① 前任の市川市長、細淵市長それぞれの任期中の職員逮捕事案の件数、渡部市長の任期（5 年 1 か月）の逮捕事案件数を伺う。
- ② 昨年 1 2 月議会から後、この議会までの約 5 か月間に発生した、職員の逮捕事件を含む不祥事の件数とその内容の詳細。  
（警察への通報や報道発表のない職員の不祥事による処分件数および内容も含む）
- ③ 生活保護の支給ミスについては以下具体的に伺う。
  - (1) 過払いした世帯について、具体的にどのような対応をしているか。
  - (2) 過分に支給した世帯からの返還は可能か
  - (3) 返還はどのような手続きによってなされるか（法的にも）
  - (4) 国からの返還命令はどのようなになっているか
  - (5) 支給漏れ世帯について、具体的にどのような対応をしているか
  - (6) 支給漏れ分を支給する手続きは
  - (7) 3 月に発覚した不正受給事件も含め、生活福祉課として、今後どのような防止策を講じるか
- ④ 綱紀粛正推進本部の設置による再発防止策は何の効力もなかったといえる。  
1 2 月の市長所信表明で示した綱紀粛正推進案の評価および今後の綱紀粛正について、市長の見解は。
- ⑤ 3 月に「生ごみ無断焼却問題」で処分を受けた管理職を「直前の勤務態度が良好である」と評価して今年度も再任用されているが、誰がどのような根拠により判断したか
- ⑥ 議員視察の随行など、職員の出張先での勤務状況の問題点は把握しているか。
- ⑦ 市長は 1 2 月議会の答弁で「公金横領以外は職員の倫理意識の欠如によるもの」として自分の責任ではないとし、当然責任はとっていない。  
これだけ頻発する職員の不祥事をうけてもなお、自分の責任ではないという考えか。
- ⑧ 市長は再発防止に必要なのは何であると考えているか。
- ⑨ 以上について、総括的に伺う。

## 2 予防接種法改正に伴う、子宮頸がんワクチン接種事業 についての問題点

厚生労働委員会等での質疑をふまえ、以下確認も含めて伺います

- ① HPV（ヒトパピローマウイルス）が厚労省で承認されてから予防接種法改正により定期接種化されるまでの経過。どのような議論を経て法改正されたのか。
- ② 子宮頸がんのうち、ワクチンによる予防効果があるとされるHPV 16型と18型は子宮頸がんの原因の何%か。
- ② 日本人一般女性のHPV 16型と18型の感染率は何%か。
- ③ 感染した場合、持続感染する可能性は何%か。
- ④ 持続感染から中等度・高度異形成（前がん病変）に移行する可能性は何%か。
- ⑤ 以上から推測される、HPV 16型および18型による中等度・高度異形成（前がん病変）になるのは何%と推測されるか。
- ⑥ 予防ワクチン接種によるHPV 16型および19型に対する予防効果は100%か、また効果は何年か。
- ⑦ 予防ワクチン接種後は検診は必要ないか。
- ⑧ 承認されているサーバリックスおよびガーダシルワクチンによる副反応について。
  - (1) サーバリックスおよびガーダシルの接種による副反応の件数のうち、重篤な副反応は10万人あたり何件か
  - (2) この場合「重篤」という言葉の定義はどのようなものか
  - (3) インフルエンザワクチンと比較し、副反応の可能性はそれぞれ何倍か
- ⑨ 客観的なデータからも明らかなように、子宮頸がんワクチンの効果と副反応を比較した場合、リスクの方が大きい。予防接種法には市長村長の接種事業の義務付けているが、接種対象者はどのような位置づけになっているか。
- ⑩ 子宮頸がん検診1回あたりのコストはいくらか
- ⑪ 当市として、このHPVワクチンについてはどのような認識か。市民の健康を守る義務があるという意味で今後どのような対策を講じるか。
- ⑫ 以上について、総括的に伺う。